

東京都健康推進プラン21（第二次）の中間評価について

計画策定の趣旨等

- 健康増進法に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援し推進
- 計画期間：平成25年度～平成34年度（5年を目途に中間評価）
- 計画策定の基本事項：都道府県は、健康日本21（第二次）の目標を勘案しつつ地域の実情を踏まえた住民にわかりやすい目標を設定（平成24年7月10日付厚生労働省告示第430号）

中間評価の進め方

健康日本21（第二次）：
健康寿命の算定時期を考慮し、平成30年の夏ごろを目途に取りまとめる。（第40回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 資料1）

健康推進プラン21（第二次）：
健康日本21（第二次）の中間評価の時期を踏まえ、平成30年度に中間評価報告を行うが、各分野の指標の評価については、平成29年度から着手する。

		25年度	…	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
健康日本21（第二次）		←					← 中間評価 →	10年	→				
												○中間評価報告書の最終審議(6~7月)	
東京都健康推進プラン21（第二次）	当初計画	←					○中間評価	10年	→				
	変更後	←					← 中間評価 →	10年	→				
												○(案)中間評価報告(年度末)	

(参考)

東京都保健医療計画	←	5年	→	←	6年	→	○中間評価(?)			
東京都がん対策推進計画（第一次改定）	←	5年	→	←	6年	→				
都民医療費の現状と今後の取組（第二期医療費適正計画）	←	5年	→	←	6年	→				
高齢者保健福祉計画（第6期）		←	3年	→	←	3年	→	←	3年	→
東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画		←	3年	→	←	3年	→	←	3年	→

平成28年12月16日	資料1
第40回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会	

健康日本21（第二次）の中間評価の進め方（案）

1. 検討の方法

中間評価に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において行うこととし、検討に当たっては、すでに部会の下に設置されている健康日本21（第二次）推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、部会と連携しながら、また検討状況に応じて専門委員を追加するなどしながら作業を進める。

2. 検討の内容

中間評価の実績値の評価、諸活動の成果の評価とともに、今後、重要度が増し、深刻化することが予測される課題などを見据え、今後取り組むべき施策の整理を行う。

3. 今後のスケジュール

中間評価については、健康格差の目標項目である都道府県別健康寿命の算定期間を考慮し、平成30年の夏頃を目途に取りまとめることとし、今後、部会及び専門委員会を随時開催し、検討を進めていくこととする（別紙1）。

(別紙1)

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会及び専門委員会の今後の日程(案)

(部会)	(専門委員会)
○第40回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 平成28年12月16日(金)15:00~17:00 〔・これまでの専門委員会の状況報告 ・中間評価の進め方〕	★専門委員会 29年2~3月 (中間評価の評価方法等) ★専門委員会 29年5月 (実績値の評価等) ★専門委員会 29年6月 (実績値の評価等、今後の方策)
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 29年7月 〔・中間評価の進捗状況〕	★専門委員会 29年9~10月 (報告書骨子案)
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 29年11~12月 〔・中間評価報告書骨子案〕	★専門委員会 30年1~2月 (報告書素案) ★専門委員会 30年5~6月 (報告書案) ※都道府県別健康寿命算定値公表
○厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 30年6~7月 〔・中間評価報告書案の最終審議〕	